

科学的根拠に基づくがん検診事業の推進

令和4年2月2日

青森県がん・生活習慣病対策課

「がん検診」事業における青森県のこれまでの主な取組（H24年度以降）

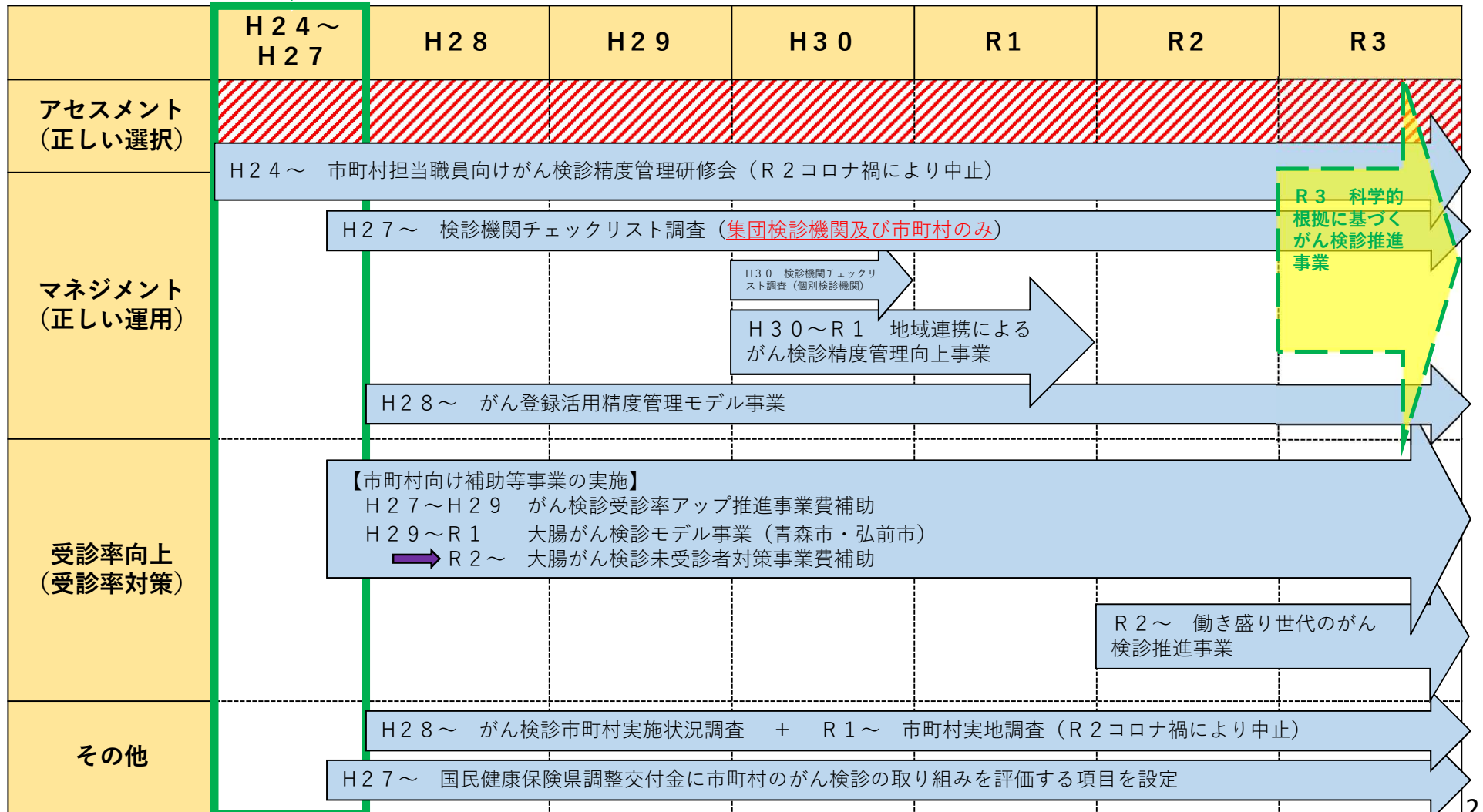
※ H25～H27年度に寄附講座「地域がん疫学講座」を弘前大学大学院医学研究科に設置。

※ H28. 3. 22に、これから行うべきがん対策として、下記のとおり提言。

○ がん検診を正しく効果的に運用すること。

・ 市町村は、まず、要精密検査となった者を確実に追跡すること。

・ 県及び青森県生活習慣病検診管理指導協議会は、市町村のがん検診に積極的に介入して、がん検診の実施状況を明らかにすること。



県で今年度実施中の「科学的根拠に基づくがん検診推進事業」について

(がんの75歳未満年齢調整死亡率(令和2年)の本県の現状)

全部位(男女計)：47位(17年連続)、子宮がん(女性)：44位
大腸がん(男女計)：47位(15年連続)、乳がん(女性)：47位
胃がん(男女計)：46位、肺がん(男女計)：46位

→長期的に見て改善傾向のがんもあるが、全体的に全国の改善率に追いついていない

(事業目的)

下記により、本県のがん検診事業の更なる推進につなげる。

- ・科学的根拠に基づくがん検診事業の実施に向けた関係機関・県民の理解促進
- ・個別検診機関の現状把握

(事業を進めるにあたっての課題)

国の定める指針内容を踏まえつつ、がん検診事業に携わる全ての関係者が、重点的に取り組む(遵守する)べき方向性を定めた『基本的な検診ガイドライン』の共有

(事業内容：弘前大学への委託)

- ・適切ながん検診事業実施の拠り所となる検診ガイドラインの作成
- ・ガイドライン遵守にあたっての課題抽出と必要な対策の検討

(大学での検討状況)

- ・「科学的根拠に基づくがん検診推進委員会」を設置
- ・令和3年11月8日付けで県に対して、提言書及び要綱(案)を提出(提言)いただいたところ

「科学的根拠に基づくがん検診推進委員会」について

(提言内容)

科学的根拠に基づくがん検診事業への転換とその推進について

がん検診が、がん死亡の減少に寄与するためには、従来の検診事業から、国際的原則を踏まえ、科学的根拠に基づく検診のみを重点的に行う事業へと転換する必要があります。

「青森県における科学的根拠に基づくがん検診推進委員会」が、青森県におけるがん検診事業の在り方を協議・検討した結果、科学的根拠に基づくがん検診事業を推進するため、全国に先駆けて市町村を含めた関係機関が一丸となり、基本的指針に基づいて体制を整備することが青森県のがん死亡の減少のためには必要と判断しました。また、県民の生命の尊重と個人の尊厳の保持のために、検診の意義や利益・不利益等を正しく伝え、県民自ら合理的な選択を可能とする情報発信と環境整備が重要と結論しました。

このようなことから、がん検診の実施に関する要綱案を示すとともに、下記の事項について重点的に取り組むよう提言します。

記

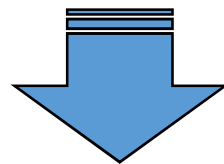
- 科学的根拠に基づくがん検診事業のみを実施するための体制を構築すること。
 - ・市町村等は、科学的根拠等により国の指針に掲げられているがん検診のみを実施することとし、県はそのための環境づくりを推進すること。
- 精度管理によるがん検診事業の質の向上を図るための体制を構築すること。
 - ・県は、市町村・検診実施機関・関係機関と連携して精度管理を行い、県民が継続して受診するための体制を構築すること。
- 「要綱」の策定後は、弘前大学・医師会等の関係機関と共に、検診実施機関等への浸透に向けた取組・働きかけを進めること。
- 県民の理解を促し、合理的な意思決定を支援するため、がん検診の意義や利益・不利益等に関して効果的な情報発信を行うこと。

(委員名簿)

委員			
区分	所属	役職	氏名
弘前大学長	弘前大学	学長	福田 眞作
青森県医師会の代表者	青森県医師会	会長	高木 伸也
市町村（市部）の代表者	むつ市	市長	宮下 宗一郎
市町村（町村部）の代表者	深浦町	町長	吉田 満
青森県総合健診センターの代表者	青森県総合健診センター	常務理事	下山 克
青森県保健所長会の代表者	弘前保健所	所長 (青森県保健所長会長)	齋藤 和子
市町村保健師の代表者	五所川原市	健康推進課課長補佐	山内 淳子
有識者（がん検診）	青森県	がん検診管理指導監	斎藤 博
有識者（がん検診・県外）	国立がん研究センター 社会と健康研究センター	検診研究部 検診実施管理研究室長	高橋 宏和
有識者（疫学）	弘前大学	医学部附属病院 臨床試験管理センター准教授・副センター長	松坂 方正
有識者（がん医療）	弘前大学	大学院医学研究科産科 婦人科学講座教授	横山 良仁
有識者（がん医療）	弘前大学	大学院医学研究科呼吸器 内科学講座教授	田坂 定智
青森県健康福祉部長	青森県	健康福祉部長	奈須下 淳

弘前大学から提出された提言書及び要綱（案）の要点について

- ①国指針で推奨されている5つのがん検診は、県や市町村等はこれまでどおり積極的に取組を推進すること。
（精度管理や受診率向上のための取組等）
- ②5つのがん検診以外（いわゆる指針外検診）は、市町村の検診として実施しないこと。
- ③がん検診事業に携わる全ての関係者が連携・協力すること。
- ④県民を中心としたがん検診事業を実施すること。
（県民自ら合理的選択ができるような情報発信を行うこと）



★提出された提言書や要綱(案)を基に、令和3年度末までに、県でがん検診事業にかかる要綱等を策定予定



県要綱・来年度事業の方向性について

【4 ページ①・②について：県要綱の方向性】

『子宮頸・乳・大腸・胃・肺』の5つのがん検診のみ市町村のがん検診として実施し、限られた本県の資源（人員・財政・医療等）の選択と集中を行い、精度管理の底上げを図ることを趣旨とする内容で検討。

なお、人間ドック等の任意型検診では、検診受診者に検診の利益と不利益を十分に説明したうえで、本人同意のもと、上記5つの検診以外を実施することはあり得る旨、併せて要綱に盛り込む。

【4 ページ③について：来年度事業の方向性】

本県のがん検診の精度管理を更に高めるため、医療機関別の現況を把握したいため、がん検診業務に係る自己点検票やプロセス指標値（精密検査受診率や要精検率等）を、医療機関別に県で集約する。

精度管理がしっかりしていないと、死亡率減少効果が示されている国指針に基づく5つのがん検診であっても、その効果はほとんど得られない

デメリット

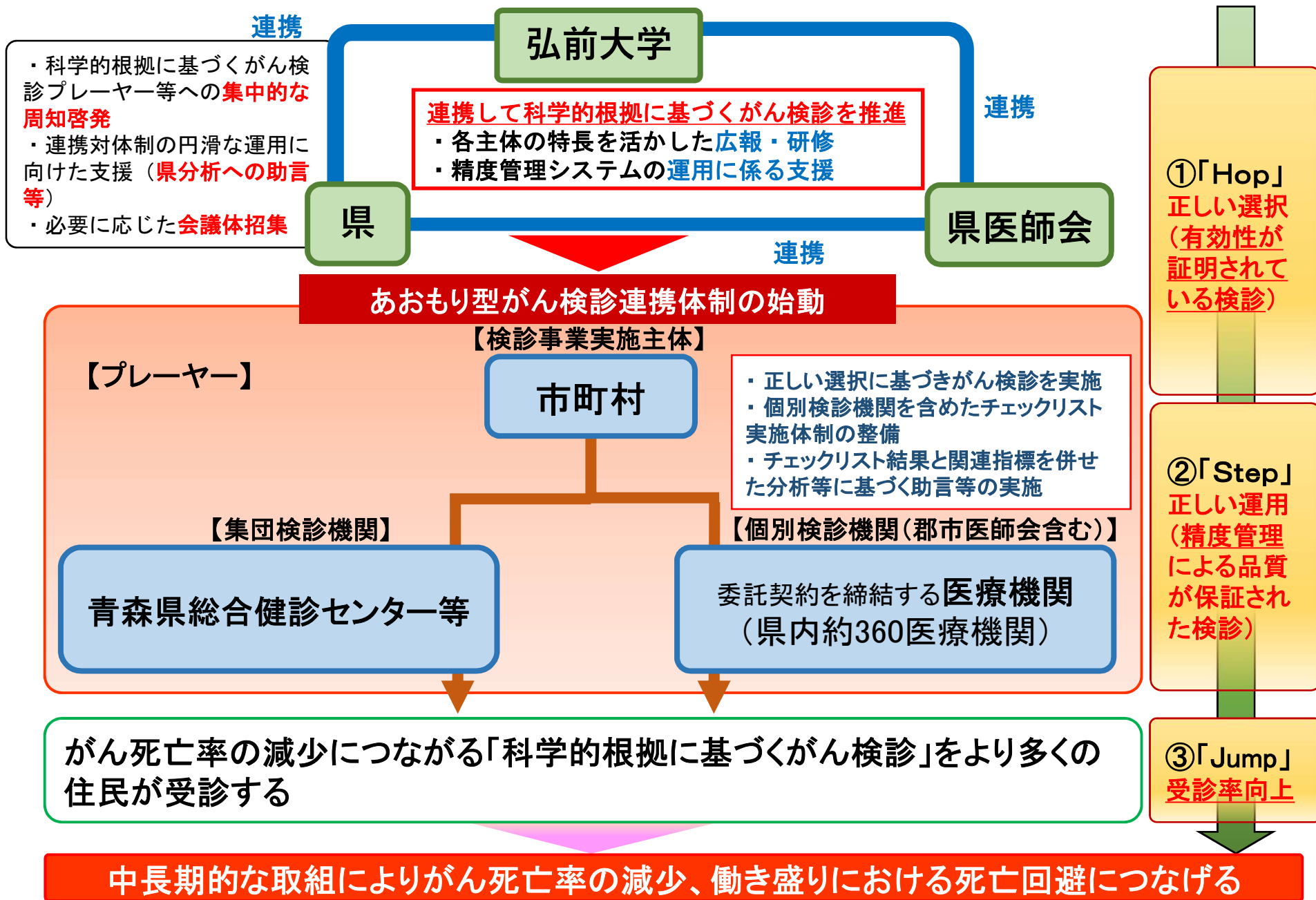
県民

- 感度が低いことによるがんの見落としの可能性（死亡リスクの増加等）
- 特異度が低いことによる不必要な精密検査を受ける可能性（偶発症の発生等）
- 心理的負担の増大の可能性等々

検診提供者

- 不必要な精検の増加による通常診療の滞りの可能性
 - がんの見落としや偶発症の発生により訴訟に発展する可能性
- 等々

提言等を受けての県での令和4年度事業体制（案）



『あおり型がん検診連携体制』の全体イメージ図

